

免 許	富山県交付 栄養士免許証 ※栄養士免許証は交付都道府県でのみ 各種申請手続きが可能です。				・各種申請書類は保健所窓口にあります。 ・富山県収入証紙は、富山市保健所別館で 購入できます。 ・免許証の交付まで1ヶ月程度要します。 ・交付された免許証は740円（現金又は 切手）で郵送依頼可能です。
窓 口	住所地の保健所・富山県各厚生センター	申請者が富山県外在住者の場合は、 ・富山市在住の代理人による申請の場合→富山市保健所 ・富山市以外在住の代理人による申請の場合→代理人住所地の富山県厚生センター ・富山県に代理人がいない場合→富山県庁厚生部健康課健康増進係（076-444-3222）に問合せ のうえ 郵送手続きして下さい。			
手 続 き	富山県免許申請	名簿訂正・免許証書換え交付申請 （氏名・本籍の都道府県名の変更）	免許証再交付申請 （免許証の紛失・破損の場合）	名簿登録抹消申請 （死亡・失踪した場合など）	
必 要 な 書 類 等	1. 富山県免許申請書 2. 栄養士養成施設卒業証明書(原本) 3. 栄養士課程履修証明書(原本) 4. 戸籍抄（謄）本又は本籍地の記載がある 住民票の写し (発行日から6ヶ月以内マイナンバー未記載の もの) 5. 手数料5,600円 (富山県収入証紙)	1. 名簿訂正・免許証書換え交付申請書 2. 遅延理由書 (変更から30日を過ぎた場合) 3. 戸籍抄（謄）本 (発行日から6ヶ月以内のもの) 4. 免許証（原本） 5. 手数料3,200円 (富山県収入証紙)	1. 免許証再交付申請書 (再交付申請のみは戸籍書類添付不要) 2. 免許証（破損・汚損の場合） 3-1 再交付申請のみの場合は、手数料 3,600円(富山県収入証紙) 3-2 同時に名簿訂正する場合及び旧姓併記を 新たに希望変更する場合は、名簿訂正・ 書換え交付申請が必要です。 ・戸籍抄（謄）本（発行日から6ヶ月以内） ・手数料 再交付3,600円+名簿訂正・ 書換3,200円（富山県収入証紙）	1. 名簿登録抹消申請書 2. 遅延理由書 (変更から30日を過ぎた場合) 3. 死亡又は失踪したことが確認できる 書類（次のいずれか） ・除籍抄（謄）本 ・死亡診断書 ・失踪宣告書類等 (原本照合後、返却できます。) 4. 免許証（原本がない場合は申立書）	
備 考	・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる 戸籍書類が必要です。 ・卒業時からの氏名・本籍に変更がある場合 は、変更が確認できる 戸籍抄(謄)本が必要 です。	※富山県外の都道府県が交付した免許証の各種申請はできません（交付した都道府県に問い合わせてください）			
		・戸籍抄（謄）本は免許証の氏名（又は本籍） から現在の氏名（又は本籍）までの変遷が 分かるものを提出してください。 ※場合によっては、改製原戸籍抄(謄)本、 除籍抄(謄)本等が必要です。 (旧姓併記を希望する場合は、旧姓が 分かる戸籍書類が必要)	・登録番号、登録年月日が不明な場合は 窓口にて照会をかけますので時間がか かります。 ・本人確認書類（運転免許証、旅券、マイ ナンバーカード、健康保険証等）を持参して ください。 ・紛失した免許証を発見した場合は、5日 以内に返納してください。	・申請者は戸籍法による死亡又は失踪の 届出義務者です。 ・本人確認書類（運転免許証、旅券、マイ ナンバーカード、健康保険証等）を持参して ください。	